

東部教習所 小型移動式クレーン運転技能講習(令和5年4月~5月)

1. 講習実施日、会場及び講習定員等

【使用テキスト版数 改訂2版 令和元年8月1日発行】

		第1回		会 場	
講習実施日	学科	5月22日・23日		(一社)山口県労働基準協会 「東部教習所」 光市光ヶ丘4番6号 (別図「案内図」を参照)	
	実技	① 5月24日 No.001~010 の方	③ 5月26日 No.021~030 の方		
		② 5月25日 No.011~020 の方			
申込受付開始日	3月6日から				
受講定員	30人				

(注1) 実技講習日は上記2日間の内、いずれか1日となります。

(注2) 実技受講日は、10人単位で順次3日に分けて受付けていきます。

(注3) 定員に達し次第、締め切ります!! 但し、1班5名に達しない場合、開催を中止させていただくことがあります。

2. 講習時間割等(※開講15分前に集合してください。)

月 日		時 間	講 習 科 目	資 格 区 分		
				A	B	C
学 科	第1日目	8:30~ 8:40	オリエンテーション	○	○	○
		8:40~16:00	小型移動式クレーンに関する知識	○	○	○
		16:10~17:10	関係法令	○	○	○
	第2日目	8:30~ 8:40	オリエンテーション	○	○	
		8:40~12:00	小型移動式クレーン運転に必要な力学に関する知識	○	○	免除
		12:40~16:00	原動機及び電気に関する知識	○	○	○
		16:10~17:10	学科修了試験	○	○	○
実 技	第3日目	7:50~ 8:00	オリエンテーション	○	○	○
		8:00~12:00	小型移動式クレーンの運転		○	○
		12:40~18:20	小型移動式クレーンの運転のための合図 実技修了試験	○	(注3) (注4)	(注3) (注4)

(注1) 講師の都合等により時間割を変更することがあります。

(注2) 昼食時間は、学科・実技とも12:00~12:40の40分間です。

(注3) 資格区分B及びCの方は、実技講習のうち「小型移動式クレーンの運転のための合図」が免除になります。

(注4) 講習科目の一部免除を受けるために貼付いただいた免許証又は資格証等の写しは原本と照合させていただきますので、講習当日、必ず原本をお持ちください。

3. 申込先等

次の当協会各支部に申し込んでください。

支部名	所 在 地	電 話	FAX
岩 国 支 部	〒740-0004 岩国市昭和町2-5-5 和光昭和町レジデンス1階	0827-21-4403	0827-21-4402
下 松 支 部	〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号	0833-44-9810	0833-44-9811
徳 山 支 部	〒745-0062 周南市月丘町3-5 第2岡寺ビル3階	0834-31-2383	0834-31-2381
防 府 支 部	〒747-0825 防府市大字新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	0835-22-6413	0835-25-5252
山 口 支 部	〒753-0051 山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル2階	083-925-1430	083-925-2282
宇 部 支 部	〒755-0027 宇部市港町1丁目4-1	0836-33-8495	0836-33-8515
小 野 田 支 部	〒756-0057 山陽小野田市西高泊1261-1(旧ポリテクセンター小野田)	0836-84-1200	0836-84-1210
下 関 支 部	〒756-0057 下関市大和町1-13-7 海町ビル2階	083-267-1313	083-267-8676
萩 支 部	〒758-0041 萩市大字江向548 萩建設会館内	0838-25-2526	0838-26-0622

4. 注 意 事 項

- ① 学科講習には、必ず筆記用具(HB又はBの鉛筆・プラスチック消しゴム)を持参のこと。
- ② 実技講習の際は、ヘルメット、作業服(長袖)、安全靴、手袋、脚絆等を持参で受講してください。
- ③ 講習当日の緊急連絡先:東部教習所 所長 090-4659-8133

5. 修了証交付

- ① 学科修了試験及び実技修了試験合格者には、実技講習終了後、修了証を即日交付します。
- ② 既に、当協会発行の統合修了証(プラスチックカード)をお持ちの方は、本技能講習修了証を交付するときに、返還していただきますので、講習当日必ず持参してください。

《別紙案内》令和5年度（東部教習所）

教習所案内図

